

令和6年度第1回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年7月2日（火）

高松サポート合同庁舎

アイホール

出席者 公益代表委員 東、籠池、春日川、柴田、高塚
労働者代表委員 立石、中村、廣瀬、三屋
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、渡部

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正諮問について
(2) 「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認に
ついて
(3) 令和6年度最低賃金の審議の進め方等の承認に
ついて
(4) 最低賃金審議会令第6条第5項の決議について
(5) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第1回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また、大変蒸し暑い中、ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、土田委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴席に3名の方が来られております。それでは、初めに栗尾香川労働局長からご挨拶申し上げます。

○労働局長

栗尾でございます。本日は、令和6年度第1回香川地方最低賃金審議会にご参加いただき、本当にありがとうございます。

委員の皆様には、平素より労働行政、とりわけ賃金制度に格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと本当にありがとうございます。

さて、昨年来、賃金引き上げが社会的に高い関心を集めているところでございます。そういった中で、最低賃金につきましても、先般、中央の方で開催されました中央最低賃金審議会にかかる報道が大きくなされるなど、社会的関心は高くなっているという状況でございます。

このような中で、昨年はいわゆる政府骨太方針に最低賃金に関わる記載がございましたが、今年も令和6年6月21日に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版であるとか、経済財政運営と改革の基本方針2024において、最低賃金についても記載があるという状況になってございます。

後ほど香川県の最低賃金の改正決定にかかる諮問をさせていただきますが、地域最低賃金は三つの要素をご審議いただくことになってございます。労働者の生計費、それから労働者の賃金、それから通常の事業の賃金支払能力の三つの要素を考慮して定めるとされておりまして、また、労働者の生計費を考慮するにありましては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされておりまして、香川県の状況を踏まえて公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりとご審議いただきたいと考えております。

さらに、公労使三者構成の最低賃金審議会の総意として、是非とも全会一致での答申をいただけますよう、お願いを申し上げます。

暑い時期にご審議を重ねていただくということになり、かなり恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い致します。

○賃金室長

続きまして、本日の資料についてご確認願います。会議次第、資料目次がございまして、会議次第の裏面に目次を入れております。上から順に説明いたします。

- 資料 No. 1 第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿
- 資料 No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- 資料 No. 3 香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
- 資料 No. 4 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程
- 資料 No. 5 香川地方最低賃金審議会会議公開要綱
- 資料 No. 6 香川地方最低賃金審議会（冷凍調理食品製造業、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）最低賃金専門部会運営規程
- 資料 No. 7 第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿
- 資料 No. 8 令和 6 年度最低賃金の審議の進め方等について(案)
- 資料 No. 9 令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表
- 資料 No. 10 令和 5 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料 No. 11 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（第 68 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料 No. 12 経済財政運営と改革の基本方針 2024（第 68 回中央最低賃金審議会資料）
- 資料 No. 13 香川の賃金概況（令和 6 年）
- 資料 No. 14 香川県の雇用情勢（令和 6 年 4 月分）、労働市場の動向（令和 6 年 4 月）
- 資料 No. 15 香川県内経済情勢報告（令和 6 年 4 月）
- 資料 No. 16 香川県金融経済概況（2024 年 6 月 10 日）
- 資料 No. 17 「要請書」（全国労働組合総連合四国地区協議会）

資料 No. 18 「最低賃金いつでもどこでも 1500 円の実現を求める要請書」(JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会)

別途配付資料としまして、3 ページに載せております

- ① 香川県の雇用情勢(令和 6 年 5 月分)、労働市場の動向(令和 6 年 5 月)
- ② 消費者物価指数(高松市)(令和 6 年 5 月分)香川県政策部統計調査課
- ③ 令和 6 年度版最低賃金決定要覧
- ④ 2024(令和 6)年度労働行政のとりくみ(香川労働局)
- ⑤ 「香川働き方改革推進支援センター」利用案内
- ⑥ 令和 6 年度「業務改善助成金」のご案内
- ⑦ 業務改善助成金の活用例
- ⑧ 「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内
- ⑨ 「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内
- ⑩ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(運送業)のご案内
- ⑪ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(病院等)のご案内
- ⑫ 「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース(建設業)のご案内
- ⑬ 「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内
- ⑭ 「キャリアアップ助成金」のご案内

を机上に置かせていただいておりますが、不足等はございませんか。

本日は、今年度第 1 回目の会議であり、皆様には第 55 期の委員として昨年に引き続き審議をお願いすることになりますが、今年度に入り、委員の交代、所属、役職名の変更がございましたので、ご報告させていただきます。

まず、所属、役職名の変更についてですが、柴田委員の所属、渡部委員の役職名が変わっておりますので、名簿でご確認をお願いします。

次に、委員の交代についてですが、公益代表委員でございました元木委員が4月20日付で退任し、新たに4月21日付けで籠池委員を任命させて頂いておりますのでご紹介させていただきます。

籠池委員、ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○ 籠池委員

4月21日付で公益委員に任命されました委員の籠池であります。

1年間、日弁連の役員の方をしておりまして、お休みいただきました。また1年ぶりに戻ってきたということでもあります。この間、世の中の動きも結構大変で、この審議も大変だったということ想像しておりますけれども、引き続き最低賃金の円滑な審議と取りまとめに尽力したいと思っておりますので、皆様、引き続きよろしくお願いいたします。

○ 賃金室長

籠池委員、ありがとうございます。

続いて委員のご紹介をさせていただきます。資料 No. 1 の名簿の順にお名前をご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、東委員、籠池委員、春日川委員、柴田委員、高塚委員でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、立石委員、本日は欠席しておりますが土田委員、中村委員、廣瀬委員、三屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、井出委員、奥田委員、白石委員、棚次委員、渡部委員でございます。

以上の15名でございます。

なお、任期につきましては、令和7年4月20日までとなっております。

りますので、よろしく願いいたします。

続いて事務局側ですが、労働局長の栗尾、労働基準部長の西原、賃金室長の西田、賃金指導官の三津、労災保険給付調査官の橘川、地方労働基準監察監督官の森脇、専門監督官の田淵でございます。

労働基準部長の西原、賃金室長の西田、専門監督官の田淵につきましては、今年4月の異動で、着任しております。

今年度はこの体制で、審議会の円滑な運営に努めて参る所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の会長及び会長代理につきましては、令和5年7月4日に開催されました昨年度の第1回香川地方最低賃金審議会において、最低賃金法第24条に基づき、柴田会長及び東会長代理が選出されております。

柴田会長と東会長代理には、引き続きよろしく願いいたします。それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。初めに柴田会長、よろしく願いいたします。

○柴田会長

昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます柴田でございます。

最低賃金法の趣旨や中央最低賃金審議会で示される目安を踏まえまして、労使の合意が図られますよう、努力してまいりたいと思っております。

各委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場上難しい判断をされるものと思っておりますが、全会一致の答申に至りますようになにとぞご協力のほどお願いをさせていただきたいと思っております。それでは、本年度また1年どうぞよろしく願いいたします。

○賃金室長

柴田会長、ありがとうございました。

続きまして東会長代理、よろしく願いいたします。

○東会長代理

会長代理を務めさせていただきます東でございます。

はなはだ微力でございますが、柴田会長を支えまして、審議会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○賃金室長

東会長代理、ありがとうございました。

それでは、これから議事進行は会長にお願いしたいと思います。
柴田会長よろしくお願いいたします。

○柴田会長

それでは、議題（１）の「香川県最低賃金の改正諮問について」でございます。

改正諮問についてよろしく申し上げます。

○賃金室長

それでは労働局長から会長へ諮問文をお渡しします。

【労働局長から、諮問文を会長へ手交】

○柴田会長

事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

○事務局

《各委員へ諮問文(写)を配付》

○柴田会長

皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

はい、それでは諮問文を読み上げさせていただきます。

香労発基 0702 第 1 号

令和 6 年 7 月 2 日

香川地方最低賃金審議会会長 殿

香川労働局長 栗尾 保和

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、香川県最低賃金（昭和 55 年香川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。

以上になります。

○柴田会長

ただ今の労働局長からの諮問について、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

それでは、香川県最低賃金の改正決定についての諮問を受けることにいたします。

では、会議次第に従いまして、議題（2）に入ります。

「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の承認について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、香川地方最低賃金審議会及び香川地方最低賃金審議会運営小委員会についてです。

資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」をご覧ください

い。

これは、審議会の議事運営について定めたものでございます。第3条では、「会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されております。

小委員会は、会長が指名した公労使3名ずつ計9名の委員で構成され、委員長及び委員長代理は公益委員を充てることになっております。

そして、小委員会におきましては、従来、特定最低賃金の「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただいております。

本年度におきましても、特定最低賃金について、関係労使からの改正等の申出の後、「改正決定の必要性の有無」についてご審議いただくこととなります。

この小委員会の運営に関しましては、資料 No. 3 の「香川地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」をご覧ください。

また、小委員会の委員は、昨年度第1回の本審において、資料 No. 7 「第55期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」のとおり、公労使各3名の委員を指名していただきましたが、元木、窪田両委員の任期途中の辞任がありましたので、その後任について会長のご指名をお願いしたいと考えています。

柴田会長よろしく申し上げます。

○柴田会長

はい、それでは、元木委員の後任の公益代表委員として籠池委員を、窪田委員の後任の使用者代表委員として白石委員をそれぞれ指名したいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、資料 No. 7 「香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿」を本日から施行する新しい名簿と差し替えてください。

○賃金室長

続いて、資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」に戻りまして、第 6 条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第 7 条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

これらの規定を踏まえ、昨年度までは、本審については、会議を公開とし、議事録及び会議資料についても公開となっております。運営小委員会については、会議を非公開として、議事要旨を公開しております。

次に、香川県最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会についてです。

本日、香川県最低賃金について、改正諮問をさせていただきましたが、これを受けまして、最低賃金法第 25 条第 2 項により、香川県最低賃金専門部会を設置することとなります。

本日お配りしております「令和 6 年度版最低賃金決定要覧」の 144 ページに記載されておりますが、最低賃金法第 25 条第 2 項には、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」とされており、これに基づいて、香川県最低賃金専門部会を設置しま

す。

専門部会は、最低賃金法同条第3項及び最低賃金審議会令第6条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ3名により構成されます。

このため、労使各3名ずつの委員の推薦のための公示を本日举行うことといたします。締め切りは、7月16日を考えています。

そして、資料No.4の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」をご覧ください。

第7条では、会議は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる旨、規定されております。

また、第8条では、議事録及び会議の資料は原則として公開としておりますが、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる旨、そして、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする旨、規定されております。

この規定及び過去の審議結果を踏まえ、専門部会は県最賃の1回目の専門部会、特定最賃の1回目の専門部会を公開、2回目以降の県最賃及び特定最賃の専門部会も昨年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と結審となる回の公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、公開することとし、公開する部分につきましては、議事録、資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することとしています。

そして、専門部会の公開につきましては、昨年度実施した結果をもとに、公開、非公開について今年度専門部会においてさらに検討することとしています。

次に、資料 No. 5 「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱」をご覧ください。こちらは、会議を公開する際の手続き等について定めたものとなります。

また、本日の資料 No. 17 及び資料 No. 18 に、労働団体等からの最低賃金引上げ、中小企業支援及び審議会の公開についての要請文をつけております。

説明は以上となります。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、ご意見はないようですので、「運営規程」、「公開要綱」については現行通り施行することとしてよろしいでしょうか。

また、資料 No. 2 の「香川地方最低賃金審議会運営規程」第 3 条に基づき、本審議会に運営小委員会を設置いたしますとともに、運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

会議、議事録、資料の公開に関しまして、昨年度から引き続き全ての本審と、県最賃の 1 回目の専門部会と特定最賃の 1 回目の専門部会については公開とし、運営小委員会は非公開として議事要旨を作成して公開することにいたしますが、よろしいでしょうか。

また、昨年度公開する部分を見直した 2 回目以降の県最賃、特定最賃の各専門部会に関しましては、公開、非公開をどのようにするかは各専門部会で判断していただければいいものと思いますが、そ

れでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、次の議題、(3)の「令和6年度最低賃金の審議の進め方等の承認について」とこれに関連する議題(4)の「最低賃金審議会令第6条第5項の決議」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、資料 No. 8 の「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

これは、本年3月15日に開催されました令和5年度第7回の本審において審議され、成案として今年度の審議会に申し送ることについて全委員から同意をいただいたものでございます。本日も承認いただければと思います。

審議の進め方の要点といたしましては、1の(1)、香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議すること、1の(2)、特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがあること、1の(4)、専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とすること、1の(5)ですが、審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする、この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とするとしています。

2になります。香川県最低賃金の効力発生の日は令和6年10月1日を、次頁の3の(3)の特定最低賃金の効力発生の日は令和6年12月15日を、それぞれ努力目標としています。

3の(4)ですが、来年度の特定最低賃金の改正の申出については、本年度の最後の審議会において、その意向確認を行うこととしています。

次に、議題（４）の「最低賃金審議会令第６条第５項の決議」については、今も触れましたが、資料 No. 8 「令和６年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」の１の（５）の部分となります。最低賃金審議会令第６条第５項（要覧の 149 頁）におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。

この１の（５）におきましては、「審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。」と規定しています。

従いまして、「全会一致での香川県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」ということでございます。本日の審議会におきまして、改めてご確認をお願いいたします。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、ただ今承認をいただきましたので、資料 No. 8 の「案」を取っていただき、本年度の最低賃金の審議につきましては、この「令和６年度最低賃金の審議の進め方等について」により審議を進めていくことといたします。

では続いて、今後の香川県最低賃金の審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

今後の審議等の予定について、説明させていただきます。

最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の公示を本日举行することといたします。締め切りは 7 月 16 日となります。

また、先ほども説明をしましたが、香川県最低賃金専門部会を設置することになります。

専門部会は最低賃金法第 25 条第 3 項及び最低賃金審議会令第 6 条によりまして、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ 3 名により構成されます。

このため、労使各 3 名ずつの委員推薦のための公示を本日举行することといたします。締め切りは 7 月 16 日となります。

その後、10 月 1 日発効を目指す上では、専門部会を開催し、審議の上、8 月 5 日までに結審し、全会一致の結審になれば、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用して、改正決定の答申を行い、全会一致にならなかった場合は、本審で採決を行います。

8 月 5 日答申の場合、その後、改正内容の公示を 15 日間行い、その間に異議申立てがあれば異議審を 8 月 21 日（水曜日）午前 10 時から開催し、労働局長から異議申出の諮問を行い、異議についての審議の上、労働局長あて答申を行っていただきます。

8 月 30 日に官報に掲載されれば指定日発効により 10 月 1 日が発効日となります。

なお、異議がなければ、異議審は開催しません。

続いて、実地視察についてでございます。香川地方最低賃金審議会において、実際に事業場を訪問し、企業の実情や実態について直接伺う機会を設けるため、企業への実施視察を行っております。今年度の実地視察につきましては、令和 5 年度第 7 回本審において、電気で 9 月頃に実施ということでご同意いただいております。実施に向け調整中でございます。

○柴田会長

はい。最後に議題をその他に入りたいと思います。事務局の方で

何かございますでしょうか。

○賃金室長

既にお目通しいただいているとは思いますが、本年5月23日に全国労働組合総連合四国地区協議会から資料No.17「最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請書」が、香川労働局長及び香川地方最低賃金審議会会長あて、提出されておりますのでご報告いたします。

また、本年6月18日にJAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会から資料No.18「最低賃金いつでもどこでも1500円の実現を求める要請書」が香川労働局長あて、提出されておりますのでご報告いたします。

次に、本日の資料ですが、今後の審議の参考としていただくため、資料No.9から資料No.16をお配りしております。

資料No.9は、「令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」です。審議の進め方にありますように、地域別最低賃金10月1日の発効を目指すとするならば、左の部分を見ていただきたいのですが、左端の欄が答申日となりますので、8月5日（月曜日）までに答申をいただく必要があります。8月6日が答申になると、発効は10月2日となり、10月1日から遅れることとなります。

29ページは特定最賃です。左の部分になりますが、例年どおり12月15日の発効を目指すとするならば、10月16日までに答申をいただく必要があるということになります。

資料No.10は、「令和5年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」です。

一番上の①から⑦が本審、その下が運営小委員会、半分から下が専門部会でございます。

香川県最低賃金では専門部会を4回開催しまして、そのうちの3回で金額審議を行っております。

冷凍調理食品製造業を除く特定最賃3業種につきましても、船舶

製造・修理業，船用機関製造業最低賃金は4回、それ以外はそれぞれ3回で答申をいただいております。

今年度も同じようなスケジュールで進めたいと思っておりますので、年間のスケジュール感と審議内容をつかんでいただければと思います。

資料 No. 11 と資料 No. 12 は、諮問文に引用させて頂いております、令和6年6月21日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」と「経済財政運営と改革の基本方針 2024」で、この2つの資料は、令和6年6月25日に開催されました第68回中央最低賃金審議会の資料でございます。

資料 No. 13 は、令和5年賃金構造基本統計調査の結果に基づく香川の賃金概況でございます。

賃金構造基本統計調査につきましては、令和2年分調査より集計方法が見直されたことにより、令和2年調査結果と令和元年以前までの調査結果とは接続性を欠くものとなっております。

資料 No. 14 は、香川労働局職業安定部が5月31日に発表した令和6年4月の雇用情勢等ですが、5月の雇用情勢等が、6月28日に発表されましたので、最新のものを机上配布しております。

資料 No. 15 は、財務省四国財務局が4月に発表した香川県内経済情勢報告です。今回の総合判断としては、「持ち直している。」とされております。

資料 No. 16 は、日本銀行高松支店が2024年6月10日に発表した香川県金融経済概況です。「香川県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」とされております。

また、本日配付している別途配布資料 No. 2 の消費者物価指数(高松市)(令和6年5月分)は香川県政策部統計調査課が2024年6月28日に発表した最新のものとなります。

「最低賃金決定要覧」は、全国の最低賃金の決定状況や賃金に関する指標、関係法令や中賃の答申・報告などを掲載しております。

「労働行政のとりくみ」は、香川労働局の今年度の行政運営の主

な内容について、広報のため取りまとめたものでございます。

続いて、各種リーフレットですが、厚生労働省において行っております中小企業・小規模事業者への各種支援制度等についてです。

1 つめは、中小企業からの各種相談に無料で対応する相談窓口である「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内です。別途配布資料として付けております。

2 つめは、「令和6年度「業務改善助成金」のご案内」で、事業場内で最も低い賃金を30円以上引上げ、生産性向上に資する設備投資などを行った場合にその費用の一部を助成するというものです。

3 つめは、「業務改善助成金の活用例」です。

これは、助成金の申請要件となっている生産性を上げるための設備投資の例など活用例について集めたものです。

残りの7つは、「働き方改革推進支援助成金」の、労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、業種別課題対応コース（運送業）、業種別課題対応コース（病院等）、業種別課題対応コース（建設業）、団体推進コースのリーフレットと最後に「キャリアアップ助成金」（処遇改善支援等）のリーフレットです。

現在、最低賃金に関する基礎調査を実施しております。今後、調査結果等を取りまとめ、専門部会におきまして、ご説明申し上げる予定としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。

では、事務局からの説明及び審議会資料に関しまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、その他、事務局から何かございますでしょうか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に
残っていただきますようお願いいたします。以上です。

○柴田会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ござい
ませんかでしょうか。

○立石委員

はい。

○柴田会長

はい、どうぞ。

○立石委員

労側の方からお願いがあるんですけども、これからの進め方の中
に入れてくれるとありがたいんですけども、前年度の最終の本
審でお願いしました中央最低賃金審議会の目安が決まった時点
でのビデオ放送、その上映ですよ。

中央がどういった思いで目安を決めてきたのかっていうことを、
今度はやはり地方でも共有させていただいて、それを審議の中で展
開していくべきじゃないかなと思いますので、是非そのお時間がい
ただけるようでありましたら、お願いしたいなど。これ、再度のお
願いなんですけども、よろしく願いいたします

○労働局長

昨年度、3回目でしたか、ビデオで中央の先生がお話をされました
が、今年度どうなるか分からないですが、同じように趣旨をしっ
かり伝えてもらえるようにということを中央の方に伝えておきたい
と思います。

○立石委員

お願いします。

○柴田会長

その他、いかがですか。

よろしいでしょうか。

はい。それではこれで第1回本審を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。

――了――